

容器包装リサイクル法の見直しに向けて ～自治体の現状と課題～

公益社団法人 全国都市清掃会議

公益社団法人 全国都市清掃会議(1)

1. 会 員

- ・全国の自治体＝市区町村(正会員)と企業(賛助会員)が組織する公益法人

【平成25年4月現在】

- ・参加自治体数 878(加入率 50. 4%)
 - 市・特別区 557(// 70. 1%)
 - 町村 321(// 34. 4%)

* 参加自治体の人口 約1億609万(全人口の約83%)

公益社団法人 全国都市清掃会議(2)

2. 沿革

- 昭和22年(1947) 都市清掃協会として発足
- 昭和51年(1976) 社団法人全国都市清掃会議として改組
- 平成24年(2012) 公益社団法人として内閣府より認可

3. 活動内容

- 国等へ提言・要望活動、技術指導相談、研究事例発表会、実務者研修、設計要領等の研修事業、各種調査研究、広報啓発活動、適正処理困難物対策協議会、乾電池等水銀広域処理事業、プラント保険事業等の公益事業活動
- 全国7地区協議会
- 国際廃棄物協議会(ISWA)のナショナルメンバーとして国際交流活動

自治体における廃棄物処理の現状(1)

1. 地方財政の逼迫

- ・ 税収の減少や義務的経費の増大 等

2. 廃棄物処理事業の効率的な管理運営

- ・ 事業の全般的な見直しなど効率的な管理運営の進展 等

① ごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量 ともに、平成12年度をピークに年々減少

年度	ごみ排出量	1人1日当たり
平成12年度	5. 480万トン	1. 185g
平成23年度	4. 539万トン	975g

③ ごみ焼却施設の状況は 施設数は年々減少している

年度	施設数
平成12年度	1. 715
平成23年度	1. 211

② ごみ収集の状況は 直営から委託へ年々シフトしている

年度	直営	委託	許可業者
平成12年度	37%	37%	26%
平成23年度	26%	47%	27%

④ ごみ処理事業経費(平成23年度)

- ・ ごみ処理事業費総額＝17. 904億円/年
- …平成13年度をピークに年々低減傾向
- ・ 1人当たりのごみ処理経費＝14. 100円/年
- …低減から横ばい傾向

自治体における廃棄物処理の現状(2)

3. 3Rの一層の推進

- ・ 更なるごみ減量化へ「ごみ処理の有料化」の導入 等

⑤ リサイクル率は年々増加

年度	リサイクル率
平成12年度	14.3%
平成23年度	20.4%

⑥ 平成23年度ごみ処理手数料

…粗大ごみ除く



4. 最終処分場の逼迫

- ・ 最終処分量は減少しつつも、依然、最終処分場は逼迫している

⑦ 最終処分場(一般廃棄物)の状況

残余容量は低減傾向にあるが、処分量の減少により残余年数は増加傾向

年度	残余容量	残余年数
平成12年度	165千m ³	12.8年
平成23年度	114千m ³	18.7年

容器包装リサイクル法の効果

1. 容器包装リサイクル法が、自治体の3Rの取組のきっかけになった。
2. 分別収集が増大し、ごみ減量・リサイクルが進んだ。
3. 最終処分量の減少に寄与した。
4. 事業者の3Rや環境配慮設計等の取組が進んだ。
5. 住民の環境への関心や意識が高まった。

平成23年度容器包装廃棄物の分別収集量、再商品化量、分別収集実施市町村数①

品目名	分別収集量		再商品化量	分別収集実施市町村数		
	年間分別収集 見込量 (トン)	年間分別 収集量 (トン)	年間 再商品化量 (トン)	実施 市町村数	全市町村に 対する実施率 (%)	人口 カバー率 (%)
無色の ガラス製容器	342,023	322,665 (0.99倍)	308,851 (1.00倍)	1,639	94.1	98.5
茶色の ガラス製容器	293,965	278,409 (0.98倍)	264,833 (0.99倍)	1,643	94.3	98.5
その他の色の ガラス製容器	179,736	189,780 (1.01倍)	177,615 (1.01倍)	1,646	94.5	98.0
紙製容器包装	127,455	91,251 (0.98倍)	84,204 (1.02倍)	613	35.2	34.4
ペットボトル	301,211	297,839 (1.00倍)	288,292 (1.01倍)	1,694	97.2	98.6
プラスチック製 容器包装	785,736	725,621 (1.02倍)	685,556 (1.02倍)	1,293	74.2	82.8
(うち白色トレイ)	5,507	2,784 (0.86倍)	2,684 (0.91倍)	507	29.1	24.9
(うち白色トレイ を除く)	780,227	722,837 (1.02倍)	682,872 (1.02倍)	1,092	62.7	72.3

平成23年度容器包装廃棄物の分別収集量、再商品化量、分別収集実施市町村数②

スチール製容器	250,251	218,637 (0.97倍)	215,719 (0.96倍)	1,698	97.5	97.6
アルミ製容器	141,081	130,887 (1.00倍)	128,581 (0.99倍)	1,698	97.5	97.9
段ボール製容器	697,549	615,841 (1.02倍)	614,937 (1.02倍)	1,561	89.6	91.3
飲料用紙製容器	22,696	14,447 (0.93倍)	14,413 (0.93倍)	1,314	75.4	87.8
合計	3,141,703	2,885,377 (1.00倍)	2,783,001 (1.01倍)	—	—	—

※ 括弧内の数字は前年度比。

※ 実施市町村は平成24年3月末時点の数値。

※ 平成24年3月末時点の全市町村数は1,742（東京23区含む）。

※ 年間分別収集見込量は第6期分別収集計画の数値。

※ 年間分別収集見込量及び年間分別収集量には市町村独自処理量が含まれる。

※ 年間再商品化量は、再商品化事業者に引き取られた量（市町村独自処理量が含まれる）。

※ 「うち白色トレイ」とは、他のプラスチック製容器包装とは別に分別収集された白色トレイの数値。

* 環境省資料より

容器包装リサイクル法の課題

1. 容器包装リサイクルに係るコストの縮減
…特にプラスチック製容器包装
2. 各主体の責任分担、役割分担の見直し
3. 安定的、効率的なリサイクルルートの確立
4. 住民に分かり易い、分別しやすいシステムの構築
5. 容リ法対象外のプラスチックのリサイクル
6. 地域特性にあった施策等の導入

前回見直し時の論点

1. 発生抑制及び再使用の推進

- ・ マイバッグ運動等の普及啓発や環境教育活動、家庭ごみの有料化、リターナブルびん分別収集・選別保管の促進 等

2. 分別収集・選別保管の在り方

- ・ 各主体の役割分担の明確化、店頭回収や集団回収の位置づけ 等

3. 再商品化手法の見直し

- ・ プラスチック製容器包装の再商品化手法、再商品化に適した容器包装の設計及び素材選択

4. その他の論点

- ・ 容器包装の範囲、輸出の位置づけ、識別表示の在り方 等

今回の見直しにおける主要望事項

1. 2Rの一層の推進について
2. 関係者の役割分担の見直しについて
3. 資金拠出制度について
4. 対象品目の範囲拡大について
5. 地域特性にあった施策等の導入について

1. 2Rの一層の推進について

- (1) デポジット制度の導入
- (2) リターナブル容器のシステムの導入
- (3) レジ袋の有料化
- (4) 過剰包装の抑制
- (5) 環境配慮設計の推進

2. 関係者の役割分担の見直しについて

- (1) 生産から消費、廃棄の過程において、より潤滑に資源が循環するシステムを構築するため、自治体と事業者の経費を含めた役割分担についての見直しを行うなど、自治体に配慮したより良い廃棄物・リサイクル制度を構築すること。
- (2) 法の適用を免除されている事業者に係る再商品化費用については、自治体の負担ではなく事業者の負担とすること。

3. 資金拠出制度について

(1) 再商品化入札の落札価格の下げ止まり

- ・ 施行後5か年が経過、関係者の努力には限度があり、落札価格の削減幅は、落札価格の下げ止まりに伴い減少傾向。

(2) 拠出金減少による自治体負担の増加

- ・ 平成23年度分以降の想定価格の見直しと入札価格の高止まりにより、拠出金は大幅に減少し、財政負担が増加する自治体が増えることが危惧される。

(3) 制度の見直し

- ・ この制度を継続する場合、制度の「枠組み」を一新させる必要があるとともに、持続可能な「仕組み」を検討すべきである。

4. 対象品目の範囲拡大について

(1) 類似品目の取り込み

- ・ 容リ制度の主体的な担い手である消費者が、理解・納得・協力できる分かり易い品目の選定が不可欠である。

(2) 容リ法対象外のプラ製品

- ・ 容リ制度の運用の中で反映させることが望ましい。

(3) 指定収集袋等

- ・ 指定収集袋等を容器包装と合わせて処理することは、自治体の収集コストの削減、ベールの品質、再商品化収率の向上を確保するとともに、容リ制度の効率的・効果的な運用に資するものであることから、法の対象とすべきである。

5. 地域特性にあった施策等の導入について

(1) 再商品化手法の選択

- ・ 地域循環圏を踏まえ、地域ブロック制を含めて、自治体が再商品化手法を独自に選択することを希望する場合には、一定の条件の下で、入札に先立ち事前に選択できるものとする。

ご静聴ありがとうございました。

ニ時國字ハ其下ニ在リキレ